第２３回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　日　時　　令和３年５月２１日（金）午後５時～午後５時４０分

２　会　場　　会議兼応接室

３　出席者

（審 査 会）　柴　田　一　宏　会長
　　上　田　晴　彦　委員
　　竹　田　勝　美　〃
　　手　賀　　務　〃
　　中　澤　俊　輔　〃
　　橋　田　直　久　〃

（事 務 局）　伊　藤　博　之　総務部長
　　北　嶋　英　樹　総務部次長
　　本　田　　徹　文書法制課長
　　佐々木　由　佳　〃　主席主査
　　佐　京　円　子　〃　主席主査

４　議事

(1) 会長の選任
(2) 会長職務代理者の指名
(3) 会議録署名委員の指名
(4) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正

５　報告

(1) 令和２年度情報公開制度の運用状況
(2) 令和２年度個人情報保護制度の運用状況
(3) 秋田市個人情報保護条例の一部改正

６　その他

事務局（佐々木）　ただいまから「第２３回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。

事務局（佐京）　委員を紹介する。
（委員の紹介）

事務局（本田）　職員を紹介する。
（職員の紹介）

事務局（佐々木）　ここで、伊藤総務部長より挨拶を申し上げる。
（部長挨拶。挨拶後、総務部長は退席）

事務局（佐々木）　議事に入る。
今回は審査会として初めてＷｅｂ会議を行っているため、その出席についての運用を説明する。１、会長が必要と認めるときは、委員はＷｅｂ会議システムを利用して会議に出席できることとする。これは、各委員相互に意思疎通を図ることができるためで、２、その出席は秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第２項および第３項に規定する出席に含めるものとする。もし映像が映らなくても音声が伝わって意思表明が委員相互間でできる場合はそのまま出席に含め、３、映像および音声が途切れた場合は退席とみなすこととする。
今回は会長がまだ選出されていないため、委員の了承をもって出席としたい。
（全員了承）

事務局（佐々木）　定足数の確認であるが、委員６名が全員出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第２項に基づき、審査会が成立していることを報告する。
会長が選任されるまでの間、事務局が進行を務める。
議事の(1)「会長の選任」についてであるが、審査会規則第２条第１項に「委員の互選により定める」と規定されているため、委員からの意見を求める。

竹田委員　柴田委員が適任であると考える。

事務局（佐々木）　柴田委員というご意見があるが、ほかに意見はないか。
柴田委員はどうか。

柴田委員　了承する。

事務局（佐々木）　会長は、柴田委員に決定した。
以後の進行は、柴田会長にお願いする。

柴田会長　会長に選任していただいた柴田である。よろしくお願いする。
それでは、次第に従って進める。議事の(2)「会長職務代理者の指名」についてだが、会長職務代理者を竹田委員にお願いしたい。

竹田委員　了承する。

柴田会長　次に議事の(3)「会議録署名委員の指名」について、事務局から何かあるか。

事務局（佐京）　本日の会議録の署名委員の指名についてである。審査会が終わると毎回会議録を作成し、内容について各委員の確認後、会長および署名委員から署名をもらっている。
秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第８条第３項に、会議録は会長と会長が指名する１名の委員の署名をもって確定するとの規定があるため、柴田会長から今回の会議録署名委員を指名していただきたい。

柴田会長　会議録署名委員は名簿順にしたい。今回は、上田委員とする。

上田委員　了解した。

柴田会長　議事の（4）に入る。「秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正」について事務局より説明を求める。

事務局（佐々木）　資料２について説明する。新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、民間から行政機関に対して提出される申請書等における押印廃止の流れをうけ、行政不服審査法の運用に係る申請書等への押印についても国の制度改正により順次廃止されている。これに伴って、運営要領にある様式から印を削る改正を行うものである。
様式は２つあり、様式１は、審査請求人などから申立てがあると口頭で意見を述べる機会を与える必要があり、その際に使用する様式である。様式２は、審査会に提出された資料等の閲覧を請求する場合に使用する様式である。ともに印の部分を削ることとし、施行は会長決裁日とするものである。説明は以上である。

柴田会長　事務局の説明内容について、一部改正案を認めてよろしいか。
（全員了承）

柴田会長　それでは、改正案を認めることとする。
次に、次第の５報告に入る。
「(1)令和２年度情報公開制度の運用状況」と「(2)個人情報保護制

度の運用状況」を事務局から続けて説明願う。

事務局（佐京）

「令和２年度情報公開制度の運用状況」について報告する。

資料は３－１と３－２になる。資料３－１は、開示請求の処理状況や実施機関別の決定内容など全体的な数値をまとめたものである。処理状況であるが、過去５年分を表にしており、表の処理状況の区分は５項目に分かれている。「開示」は請求があった公文書の内容をあるがままの状態でみせたもの、「部分開示」は公文書の一部に氏名、住所などの個人情報といった不開示情報が含まれる場合にその部分だけを黒塗りしてみせたもの、「不開示」は公文書の全部に不開示情報が記録されていて全てをみせなかったもの、「不存在」はそもそも公文書を保有していないもの、「存否応答拒否」は個人の病歴や生活保護の受給資格などの開示請求に対して公文書の存否について回答してしまうと結果的に個人情報という不開示情報を開示することとなる場合にあるともないとも言えないとしたものである。それ以外に「取下げ」、「却下」に分かれている。令和２年度の処理件数の合計は１９４件で過去最高の件数となった。

次に、２の実施機関別の決定内容だが、市長宛の請求が最も多く１１９件、次に教育委員会が４７件、上下水道事業管理者が２３件となっている。

３の主な請求内容ですが、資料３－２も併せてご覧いただきたい。令和２年度に請求があった具体的な開示対象文書の名称や、所管課、決定内容等について一覧にしたもので、表の左から３列目の「請求者の区分」については、１ページ目の表の上にある、条例第５条の該当号を記載している。左から６列目の「開示方法」だが、４つ区分があり、一つ目は「閲覧」、二つ目は「閲覧および写しの交付」、三つ目は「写しの交付」四つ目は「郵送による写しの交付」とあり、請求者が選択するものである。開示方法から４列右「７条該当号」だが、１ページ目表の上にある不開示情報該当号を記載している。

資料３－１の３の主な請求内容の（１）は、「業務委託契約等に関するものや予定価格等が分かる文書」についての請求ということで、資料３－２では、受付番号１～２４、４５～５４など、合計すると８４件にのぼり、全体の約４３％を占めている。（２）のいわゆる金入り設計書関連は、資料３－２では、受付番号２５、２６、２８～４３など、合計４８件で全体の２５％を占めている。この（１）と（２）関係だけで、全体の６８％という状況となっている。（３）は今年の３月に開業した泉外旭川新駅に関連する請求で、資料３－２の受付番号９９番のような請求もあった。新駅の基本調査設計資料やＪＲとの協議資料などが対象であった。

そのほか、法人にとって公になると支障がある情報かどうかを照会するための第三者意見照会を実施したケースが２件、請求を受けてから１５日で決定することができず、期間延長をしたケースが１７件あ

った。情報公開制度の運用状況についての説明は以上である。
　続いて個人情報保護制度の運用状況についてである。資料は４－１と４－２になる。資料４－１の１処理状況だが、令和２年度は２８件であった。処理状況の内訳は、開示が２２件、部分開示が５件、不存在が１件となっており、不開示、存否応答拒否としたものはなかった。２の実施機関別決定内容であるが、市長が最も多く２１件、消防長が１件、市立病院が６件であった。３の主な請求内容については、(1) 住民票、印鑑証明書等の発行履歴とその請求書に関する請求が４件、(2)介護認定時の認定調査票、主治医意見書等が５件、(3)子どもの園に対する苦情、要請等に関する文書が2件であった。説明は以上である。

柴田会長　ただ今の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。
（質疑応答なし）

柴田会長　次第５（３）秋田市個人情報保護条例の一部改正について、事務局から説明願う。

事務局（佐京）　資料５について説明する。秋田市個人情報保護条例第２９条で引用している番号利用法が令和３年５月１９日に公布となった「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で改正が行われ、番号利用法第１９条各号列記部分にマイナンバーを含む特定個人情報を提供できる規定が新たに追加された。それにより追加される号以後に繰り下がりが生じ、繰り下がる規定を引用している秋田市個人情報保護条例第２９条の規定を整備するものである。条例第２９条では、保有個人情報の訂正を行ったときに、その情報が情報提供ネットワークシステムを介して提供されている場合、その内容を通知することとなっている。ここで引用している番号利用法に号ずれが生じることから規定を整備するものであり、制度の内容に変更が生じるものではない。施行期日は、改正法の施行日である令和３年９月１日となる。６月議会で改正を行う予定である。

柴田会長　ただ今の説明に対して、ご質問等をお願いする。
（質疑応答なし）

柴田会長　次に「６その他」ですが、委員の皆様から何かありますか。
なければ、事務局から何かありますか。

事務局（本田課長）　本日の会議録については会長と署名委員に署名をしていただくが、その前に各委員に案を送るため中身の確認をお願いしたい。また情報提供になるが、先ほど説明した条例改正の要因となったデジタル社会

の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本日公布されている。この法律の中で個人情報保護法も改正されており、２年以内に地方公共団体もこの法律に組み入れられるため、本市の条例も何らかの見直しを行う必要がある。条例改正に当たっては国からこの後示されるガイドラインなどに従い、また各委員からのご意見をいただきながら適正な運用が図られるように検討していきたい。今年度は今のところ審査会の開催予定はないが、開催が必要となった場合にはコロナ禍という状況なので本日のような形になると思うがご協力をお願いしたい。

柴田会長　ほかに各委員から質問等はないか。

橋田委員　資料については今後もメールで送付して欲しい。
（事務局了解）

柴田会長　これで第２３回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。